

報道関係者 各位

平成23年9月13日（火）

【照会先】

労働基準局 労働条件政策課 賃金時間室

大臣官房参事官 本多 則恵

主任中央賃金指導官 藤永 芳樹

副主任中央賃金指導官 川田代 学

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5531、5546)

(直通電話) 03(3502)6758

平成23年度地域別最低賃金額改定の答申について

～全国加重平均額は737円、生活保護水準との逆転現象の解消進む～

本年度の地域別最低賃金額の改定については、厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が、本年7月27日に示した答申「平成23年度地域別最低賃金額改定の目安について」を踏まえて、各地方最低賃金審議会で調査審議が行われた結果、9月12日までに、すべての地方最低賃金審議会が改定後の地域別最低賃金額（以下「改定額」）の答申がありました。

別紙のとおり、答申された改定額および発効予定年月日の一覧を公表します。

なお、答申された改定額は、各都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続きを経て、正式に決定されます。

【平成23年度地域別最低賃金額答申状況のポイント】

- ・改定額の全国加重平均額は737円（昨年度730円）。
- ・改定額の分布は645円（岩手県、高知県、沖縄県）～837円（東京都）、すべての都道府県で1円～18円の引上げが答申された。
- ・地域別最低賃金額が生活保護水準と逆転していた9都道府県
（北海道、宮城、埼玉、東京、神奈川、京都、大阪、兵庫、広島）のうち、
埼玉、東京、京都、大阪、兵庫、広島の6都府県で逆転を解消。

(別紙)

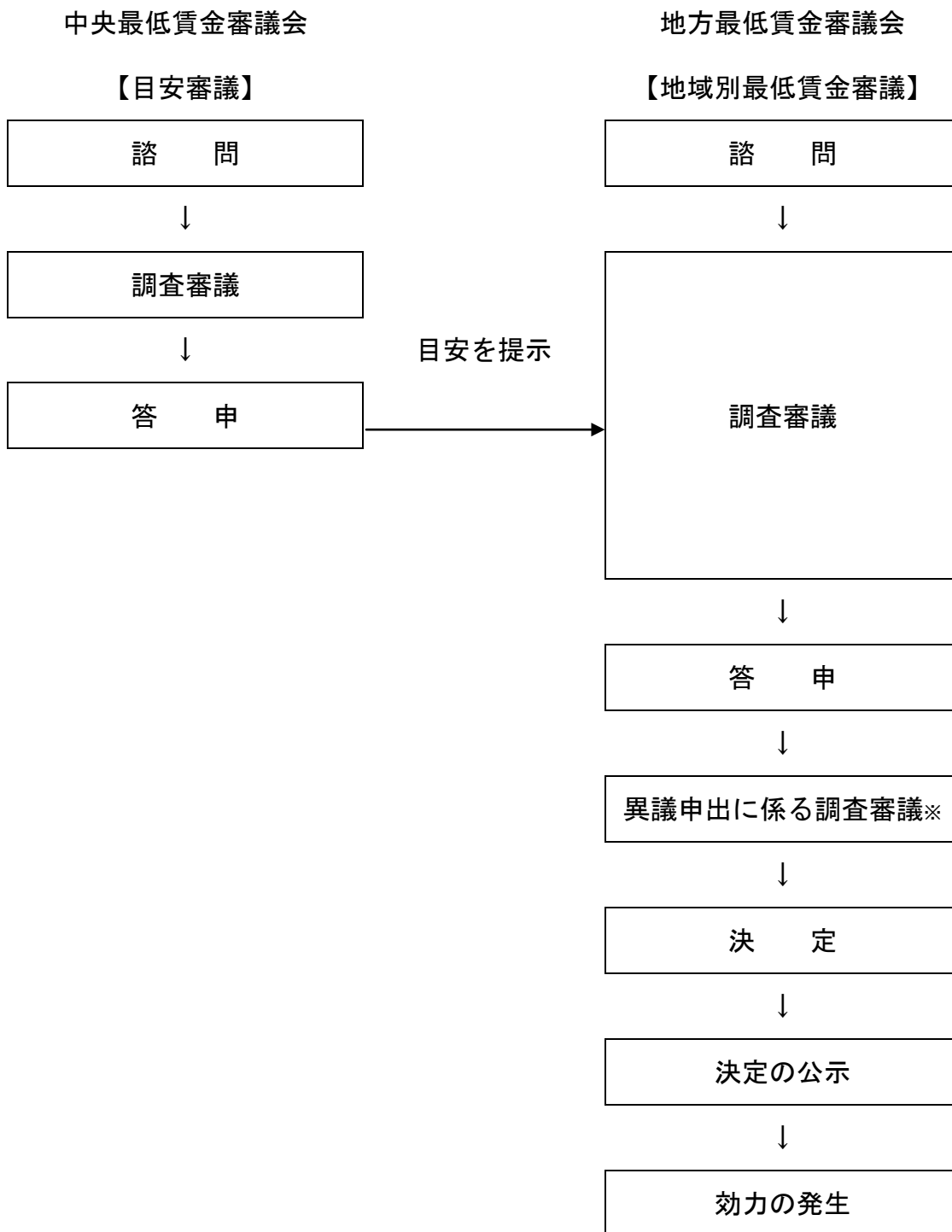
平成23年度地域別最低賃金額答申状況

都道府県名	答申最低賃金時間額 【円】※1	引上げ額 【円】	(発効予定年月日※2)
北海道	705 (691)	14	(平成23年10月6日)※3
青森	647 (645)	2	(平成23年10月16日)※3
岩手	645 (644)	1	(平成23年11月6日)
宮城	675 (674)	1	(平成23年10月29日)
秋田	647 (645)	2	(平成23年10月29日)
山形	647 (645)	2	(平成23年10月29日)
福島	658 (657)	1	(平成23年11月2日)
茨城	692 (690)	2	(平成23年10月8日)※3
栃木	700 (697)	3	(平成23年10月1日)※3
群馬	690 (688)	2	(平成23年10月7日)※3
埼玉	759 (750)	9	(平成23年10月1日)※3
千葉	748 (744)	4	(平成23年10月1日)※3
東京	837 (821)	16	(平成23年10月1日)※3
神奈川	836 (818)	18	(平成23年10月1日)※3
新潟	683 (681)	2	(平成23年10月7日)※3
富山	692 (691)	1	(平成23年10月1日)※3
石川	687 (686)	1	(平成23年10月20日)※3
福井	684 (683)	1	(平成23年10月1日)※3
山梨	690 (689)	1	(平成23年10月20日)※3
長野	694 (693)	1	(平成23年10月1日)※3
岐阜	707 (706)	1	(平成23年10月1日)※3
静岡	728 (725)	3	(平成23年10月14日)※3
愛知	750 (745)	5	(平成23年10月7日)※3
三重	717 (714)	3	(平成23年10月1日)※3
滋賀	709 (706)	3	(平成23年10月20日)※3
京都	751 (749)	2	(平成23年10月16日)※3
大阪	786 (779)	7	(平成23年9月30日)※3
兵庫	739 (734)	5	(平成23年10月1日)※3
奈良	693 (691)	2	(平成23年10月7日)※3
和歌山	685 (684)	1	(平成23年10月13日)※3
鳥取	646 (642)	4	(平成23年10月28日)
島根	646 (642)	4	(平成23年11月6日)
岡山	685 (683)	2	(平成23年10月27日)
広島	710 (704)	6	(平成23年10月1日)※3
山口	684 (681)	3	(平成23年10月6日)※3
徳島	647 (645)	2	(平成23年10月15日)※3
香川	667 (664)	3	(平成23年10月5日)※3
愛媛	647 (644)	3	(平成23年10月20日)※3
高知	645 (642)	3	(平成23年10月26日)※3
福岡	695 (692)	3	(平成23年10月15日)※3
佐賀	646 (642)	4	(平成23年10月6日)※3
長崎	646 (642)	4	(平成23年10月12日)※3
熊本	647 (643)	4	(平成23年10月20日)※3
大分	647 (643)	4	(平成23年10月20日)※3
宮崎	646 (642)	4	(平成23年10月29日)
鹿児島	647 (642)	5	(平成23年10月29日)
沖縄	645 (642)	3	(平成23年11月6日)
全国加重平均額	737 (730)	7	

※1 括弧書きは、平成22年度地域別最低賃金額

※2 「発効予定年月日」欄の日付は異議申出に係る調査審議がない場合の最短のもの。ただし、※3は異議申出に係る手続が終了し、発効予定年月日は確定。

地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催